



令和6年度 国立病院機構東埼玉病院 奨学金制度のご案内 (看護学生・看護大学生用)

国立病院機構東埼玉病院の奨学金制度は、看護学校・看護大学等（以下「看護学校等」）に在籍する学生で、当該学校を卒業後、国立病院機構東埼玉病院へ就職を希望する学生に対して奨学金を貸与することにより、その修学を支援することを目的としています。

1 申込み方法

- ・看護学校等を卒業後、国立病院機構東埼玉病院に勤務することを希望する場合にお申込みください。
- ・申込みする場合は、令和6年4月9日（火）までに次の書類を提出してください。
 - ① 奨学生申請書（様式第1号）
 - ② 在籍する看護学校の成績等調査書（1学年生は直近卒業学校のもの）
 - ③ 在学証明書
 - ④ 履歴書・自己紹介書（当院指定の様式）
 - ⑤ 奨学金志望理由書（当院指定の様式）

※郵送の場合は、「奨学金応募書類在中」と朱書きしてください。

2 奨学生の選考

- ・奨学生の選考は、申込時に提出された書類を基に書類選考を行います。
- ・書類選考に合格した方は面接試験を実施します。
面接試験は、令和6年4月20日（土）に実施予定です。

3 奨学生の提出書類

- ・奨学生に内定した方には、「奨学金貸与決定通知書」と「奨学生誓約書」を送付します。「奨学生誓約書」については、受領した日から14日以内に提出してください。

4 奨学金の額

- ・奨学金の額は、年間70万円です。

5 奨学金の貸与期間及び貸与方法

- ・准看護師免許取得後、正看護師の学校に通われている方は2年、短大生・専門学校生は最大3年間・看護大学生は最大4年間までです。
- ・年額70万円は原則各年度の前期（4月）・後期（10月）の2回に分け、本人名義の預金口座に振り込みます。

6 奨学金の返還の免除

- ・奨学金は、看護学校等を卒業後、奨学金の貸与期間と同じ期間を国立病院機構東埼玉病院の看護師として勤務した場合には、全額返還免除されます。
- ・ただし、看護学校等を卒業後、当院の看護師として、引き続き1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還が免除されます。
- ・勤務期間の計算において、年以下の月数は切り捨てとなります。
(休職等で勤務に従事しない期間は勤務期間から除算されます。)

7 奨学生の資格取り消し

- ・次の項目に該当する場合は、資格が取り消されます
 - ① 自己の都合により、奨学生を辞退した場合
 - ② 自己の都合、または学則の定めにより看護学校等を退学した場合
 - ③ 新たな学年に進級できない場合
 - ④ その他、奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合

8 奨学金の返還

- ・次の項目に該当する場合は、院長の指定した日までに貸与した奨学金の金額を返還することが必要となります。
 - ① 上記7により奨学生の資格が取り消された場合
 - ② 国立病院機構東埼玉病院看護師採用試験に不合格となった場合
 - ③ 看護学校等を卒業後、国立病院機構東埼玉病院に就職しなかった場合
 - ④ 卒業当年に実施される看護師国家試験に合格できなかった場合

9 申込み及び問合せ先

- ・お申込み、お問合せ、ご不明な点は、下記担当者までご連絡ください。
<国立病院機構東埼玉病院 管理課 給与係長>
<TEL (代) 048-768-1161>